

令和元年（ワ）第29483号

陳述書

東京地方裁判所民事第12部 御中

2020年1月20日

原告 佐藤昌子

2012年、有志が集まり、「人に寄り添う介護」を掲げ、NPO法人「ふくしま共生センター」と訪問介護事業所「いきいきケアセンター」を立ち上げました。私もホームヘルパーとして働き4年が経ちます。

ヘルパーは、人を支え、人の人生を全うさせるのが仕事です。そして、支える「人」もまた、生活のある「人」です。その支える「人」を支えるのが国です。

ヘルパーの仕事は、需要のある時だけ仕事が集中し、仕事量が日々変動します。私は、盆正月も無く働き、毎朝7時半に家を出、遅い日は夜9時に家に戻ります。拘束時間は長いのに、給与は、手取りで10万を少し超えるだけです。厚生労働省の調査で2019年度の有効求人倍率が1.3倍、この数字が、ヘルパーのおかれた状況を端的に物語っています。

いきいきケアセンターは、職員数29名の小規模事業所です。福島県内2市1町に居住する利用者を、24名のヘルパーでカバーしています。サービス提供区域の面積は、単純比較で東京23区の約1.8倍、東京都全体の約5.2%です。この区域にへ

ルパーと、利用者が点在し、ヘルパーは自家用車で移動します。片道が10キロや20キロの移動もあり、片道で1時間を超すこともあります。当然、移動の燃料費、要する時間の賃金が発生します。私は、燃料費として1キロ20円、賃金として30キロを1時間と換算し900円支給されています。

2018年度の決算報告では、これらの経費は、事業所が受取る全介護報酬の1割に上っていました。しかし、全ての事業所が、そのように対処しているわけではありません。移動費が一切出していない事業所もあります。それは、事業所の受取る介護報酬に移動費が考慮されていない為です。冬は積雪や凍結で移動に時間を要し、利用者宅の雪かきも無償です。

収入を増やす為に、休日と待機の時間を利用し、ヘルパー職を掛けもちしてWワークしていた時期がありました。空き時間を申告し、休日無しで働きました。「移動費は当社規定による」としか記載がなく極わずかでした。20キロ移動し、利用者が不在だったことがありましたが、移動費とキャンセルの補償の制度はありませんでした。

利用者のキャンセルと入院で、収入は大きく変動します。労働者代表が事業所に補償を求めたことがありましたが、「出してあげたいが、介護報酬は出来高払いの為、補償すると事業所運営が出来なくなる」との回答がありました。いきいきケアセンターは、NPOの理念の元に立ち上げられた事業所です。利益を上げることなど追求していない立場であっても、今の介護保険制度ではヘルパーの収入を保証することは不可能です。

地域包括ケアシステムの推進で、重度の患者が病院を出て在宅となり、「医療保険」から、「介護保険」と「重度訪問介護」の併用にシフトしています。

難病指定の ALS（筋萎縮性側索硬化症）は、人工呼吸器を使用すると、痰吸引が必要になります。24 時間体制で、生死に直結するようリスクを伴うため、受入事業所が少ないのが現状です。私の働く N P O では現在 4 名の利用者がおり、1 名が受入待ちです。ヘルパー不足で受入れの調整が付きません。医療にも踏み込んだケアを、家族と低賃金のヘルパーが担っています。

認知症、精神疾患、利用者の重度化、ヘルパーは高度なスキルを要求されるようになっていきます。しかし、介護報酬には、研修の為の補償はありません。事業所と個人の自助努力で利用者は支えられています。

ヘルパーの休みで、シフトが埋まらないと、サービス提供責任者がケアに入ることになります。月に 1 度も休めない事もあり、大きな負担を強いています。私も、以前は、同様の働き方をしていました。反対に、人手はほしいのに、採用しても希望する賃金が支払えないという悪循環にも陥っています。紹介で若い男性が採用面接に訪れた時、所長は、「あなたの生活を保障できないかもしれない。介護職を目指すなら、施設の方が良い。」と断ったそうです。「本当は、採用したかった。」と苦しい胸の内を語っていました。

大手事業所を定年退職し、新たに登録したヘルパーからは、「前の事業所は移動時間が少なかった。仕事を多くし、待機が無いようにシフトを組んでほしい。」と、申し出があったそうです。この申し出は、仕事が回ってこない、地方の小規模事業所の抱える問題を、端的に言い表しています。

また、介護報酬には地域区分があり、同じ仕事でも報酬に差があり、福島は最低ランクです。このことも、地方での事業所運営を困難にし、労働基準法に違反する就労実態の固定化と、介護職員の賃金抑制、ヘルパー不足の現実を生み出しています。

介護度の認定変更が認められない利用者が、「自分では死ねないから、国と行政が、殺してくれるならそれでもいい。」と語った時の悲しい表情が、私は忘れられません。このような言葉が出るほどに、利用者はサービス提供時間を減らされ、我慢を強いられています。その結果、ヘルパーに恒常的なサービス残業が起きています。

「人が人を見る」とは、関係性の上に成り立つことです。単価計算で組み立てられた「介護保険」は、商品の提供による報酬という考え方で、「人と人の関係性」を阻むものです。利用者にとっても不幸なことです。

介護は、経験による知識が重要なのに、商品としての報酬しか支払われない制度は、人が人として働けない環境を人為的に作っています。介護保険は、ヘルパーと、介護を必要とする人、その家族の、人権を無視しています

介護の現場で労働基準法が守られ、労働に見合った賃金の保障されることを求めます。

以上